

お客様各位

伊藤忠エネクスホームライフ東北株式会社

## 約款等の変更について

伊藤忠エネクスホームライフ東北株式会社の電気需給約款、電気料金メニュー約款及び契約条項兼重要事項説明書を2016年7月19日付で以下の通り変更致しますので、ご案内申し上げます。

### 1. 電気需給約款の変更内容

	現行	変更後
第13条 料金の算定 及び算定期間	<p>1. 料金は、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。</p> <p>(1) お客様に電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合</p> <p>(2) 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(変更なし)</p> <p style="color: red;">(3) 検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数（以下「基準日数」といいます。）よりも6日以上多かった場合、または6日以上少なかった場合。</p>

### 2. 電気料金メニュー約款の変更内容

	現行	変更後
第5条 日割計算	<p>当社は、お客様が本契約にもとづく電気の供給を開始した場合または本契約を終了した場合は、以下により電気料金を算定します。</p> <p>(1) 当社は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）第1項(1)号<u>または</u>同(2)号の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p style="text-align: center;">(以下変更なし)</p>	<p>当社は、お客様が本契約にもとづく電気の供給を開始した場合または本契約を終了した場合は、以下により電気料金を算定します。</p> <p>(1) 当社は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）第1項(1)号、同(2)号<u>または</u>同(3)号の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p style="text-align: center;">(以下変更なし)</p>

### 3. 契約条項兼重要事項説明書の変更内容

上記電気需給約款及び料金メニュー約款の変更に伴い、下線の箇所を追記致します。

計量方法及び 料金調定の方法	<p>当社がお知らせする前月の検針日（東京電力パワーグリッド株式会社管内の場合は計量日（以下同様とします。））から当月の検針日の前日までの期間に一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき使用電力量を計量し、電気料金の算出を行います。</p> <p>①電気の供給を開始または停止した月、②本契約を終了した月、③契約電流等の変更により料金に変更があった場合、④<u>その他料金メニュー約款に定める事由が生じた場合は、基本料金を日割計算致します。その他の日割計算方法については料金メニュー約款をご参照ください。</u></p>
-------------------	--

### 4. 上記1.～3.の変更実施日

2016年7月19日実施

### 5. お問い合わせ先

伊藤忠エネクスホームライフ東北株式会社

営業部 トータルエネルギー課

電話番号 022-369-3271（月曜日～金曜日、8:30～17:30 祝祭日除く）

以上